

第二百一回 参議院 憲法審査会 會議録 第一号

令和二年六月十七日(水曜日)

午後零時四十分開会

委員氏名

会長 林 芳正君
幹事 石井 準一君
幹事 石井 正弘君
幹事 磯崎 仁彦君
幹事 西田 昌司君
幹事 鉢呂 吉雄君
幹事 増子 輝彦君
幹事 西田 実仁君
幹事 松沢 成文君
幹事 山添 拓君
幹事 赤池 誠章君
幹事 有村 治子君
幹事 宇都 隆史君
幹事 岡田 広君
幹事 片山さつき君
幹事 古賀友一郎君
幹事 上月 良祐君
幹事 佐藤 正久君
幹事 中曽根弘文君
幹事 野上浩太郎君
幹事 古川 俊治君
幹事 堀井 巖君
幹事 舞立 昇治君
幹事 元榮太一郎君
幹事 山下 雄平君
幹事 山谷えり子君
幹事 打越さく良君
幹事 小西 洋之君
幹事 田村 まみ君
幹事 徳永 エリ君
幹事 長浜 博行君

白 眞勲君
福島みずほ君
福山 哲郎君
森 ゆうこ君
矢田わか子君
伊藤 孝江君
矢倉 克夫君
安江 伸夫君
山本 香苗君
浅田 均君
東 徹君
吉良よし子君
山下 芳生君
高良 鉄美君
六月十七日
委員の異動
補欠選任
木戸口英司君
辞任
森 ゆうこ君
出席者は左のとおり。

委員長 林 芳正君
幹事 石井 準一君
石井 正弘君
磯崎 仁彦君
西田 昌司君
鉢呂 吉雄君
増子 輝彦君
西田 実仁君
松沢 成文君
山添 拓君
赤池 誠章君
有村 治子君

事務局側
憲法審査会事務局長

宇都 隆史君
岡田 広君
片山さつき君
古賀友一郎君
上月 良祐君
佐藤 正久君
中曽根弘文君
野上浩太郎君
古川 俊治君
堀井 巖君
舞立 昇治君
元榮太一郎君
山下 雄平君
山谷えり子君
打越さく良君
木戸口英司君
小西 洋之君
田村 まみ君
徳永 エリ君
長浜 博行君
白 眞勲君
福島みずほ君
矢田わか子君
伊藤 孝江君
矢倉 克夫君
安江 伸夫君
山本 香苗君
浅田 均君
東 徹君
吉良よし子君
山下 芳生君
高良 鉄美君
岡留 康文君

本日の会議に付した案件
○憲法審査会における改正内容の審議促進を求め
ることに関する請願(第一五号外三件)
○憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主
義をいかす政治の実現を求めることに関する請
願(第二二号外六四件)
○改憲発議に反対することに関する請願(第一一
六号外三四件)
○立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、い
かすことに関する請願(第八七九号外二件)
○日本国憲法を守り、いかすことに関する請願
(第一〇七九号外三件)
○日本を戦争できる国にしないため憲法を守るこ
とに関する請願(第二〇一六号)
○憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する
請願(第二〇一七号外一二件)
○憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関す
る請願(第二〇三〇号)
○会長(林芳正君) ただいまから憲法審査会を開
会をいたします。
○松沢成文君 会長。
○会長(林芳正君) 松沢成文君。
○松沢成文君 去る四日、会長に受領いただきま
した文書のとおり、会長不信任の動議を提出いた
します。
○会長(林芳正君) 松沢成文君から、賛成者と連
署の上、文書により会長不信任の動議が提出され
ました。よって、会長は、この席を譲つて会長代
理鉢呂吉雄君に会議を主宰していただきます。
〔会長退席、会長代理鉢呂吉雄君着席〕
○会長代理(鉢呂吉雄君) それでは、憲法審査会
会長林芳正君不信任の動議を議題といたします。
まず、提出者から本動議の趣旨説明を願いま
す。松沢成文君。

○松沢成文君 たいだいま議題となりました憲法審査会会長林芳正君不信任動議について、日本維新の会を代表して、提出者としてその趣旨を説明いたします。

言論の府として、良識の府として、国民に開かれた議論が求められている参議院憲法審査会が、平成三十年二月以来、何と二年四か月近く実質的に開催されておりません。このままでは国民の負託に応えられないばかりか、参議院の存在意義すら問われる異常事態と言わざるを得ません。

憲法審査会は、与野党の党派性を超えて、公正公平に憲法議論を行う場とされています。近年では、国会でも、また国民からも憲法に関する様々な問題が提起され、世論調査においても過半数の国民が憲法審査会の審議促進を求めています。各党派には憲法改正に賛成、反対の様々な意見があることは承知しておりますが、国会議員がオープンに討論することによって初めて主権者である国民の皆さんに憲法がどうあるべきか考える機会を提供することができるのです。このように日本の政治にとって極めて重要な役割を担う憲法審査会が、一部会派の反対で開催できないことは許されません。

そこで、私たち日本維新の会は、昨年十二月、今年の三月、そして五月の三度にわたり林会長に対して憲法審査会開催の申入れを行い、会長の指導力、決断力によって早期に審査会を開催するよう繰り返し強く要請してまいりました。特に三度目の要請では、昨今の新型コロナ感染拡大の中で緊急事態宣言が出されたこともあり、緊急事態への対応と憲法の在り方という具体的テーマを示し審査会の開催を求め、会長に決断を迫りました。林会長は、これまで開催に向けて各会派との調整を図られたようですが、結果として、今国会でも開催できませんでした。これは、林会長の指導力、決断力の欠如と言わざるを得ず、大変残念ではありますが、ここに不信任動議を提出いたします。

このままでは、いつまで待っても審査会は開催

されません。憲法改正に異議があるのなら、その見解を審査会で堂々と主張するべきです。審査会の開催自体を拒否することは、国会議員としてあるまじき行為であり、国民への背信行為にほかなりません。審議拒否する会派は委員の資格を返上すべきです。

各会派の皆様には、本会長不信任動議への御賛同をお願いすると同時に、反対の場合は討論で、なぜ憲法審査会の開催を拒むのか、国民に対して明確に説明するよう求めます。

以上です。

○会長代理(鉢呂吉雄君) これより討論に入りま

す。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。○石井正弘君 自由民主党・国民の声の石井正弘

です。私は、自由民主党・国民の声を代表して、たいだいま議題となりました憲法審査会会長林芳正君不信任の動議に対し、反対の立場から討論いたします。

本審査会が平成三十年二月以来二年以上わたって実質的な調査を行ってこなかったことは誠に残念であり、率直に反省すべきだと思います。これは会長一人の責任ではないのです。林会長は、昨年十月に会長に就任した際、審査会の運営に当たりましては、委員各位の御指導と御協力をいただきながら、公正かつ円満な運営に努めてまいりますと述べられたように、公正かつ円満な運営を心掛け、与野党の筆頭幹事と連絡を取り三者で協議を行うなど、審査会開催に向けて懸命の努力を続けてこられました。

自由民主党・国民の声は、憲法に関わる諸問題について、審査会の場において大いに議論すべきとの立場であります。

さらに、我が自由民主党は、一、自衛隊の明記、二、緊急事態対応、三、合区解消・地方公共団体、四、教育充実の四項目から成る条文イメー

ジ、たたき台素案を取りまとめ、既に公表してお

ります。この条文イメージは、あくまでもたたき台であり、各会派の意見を踏まえて修正することは当然であります。我が党の条文イメージだけではなく、その他の項目についても本審査会の場で各会派から意見を述べてもらうことで、国民が憲法改正を考える上で一つの判断材料を示したいと思っております。これが主権者である国民の負託に応えることだと考えます。

しかし、その一方で、憲法に関する議論は、与野党合意の下、静かな環境で行われるべきだと考えます。今回、動議が提出されることとなった危機意識は共有できるものではありませんが、与野党合意による審査会開催がなされないからといって林会長を不信任とする理由には全く当たらないと考えます。林会長には、引き続き公正かつ円満な運営をお願いし、与野党合意による審査会開催に向けた御努力を、与野党筆頭幹事とともに、これまで同様行ってもらいたいと存じます。

加えて、各会派には、憲法に対する意見の隔たりがあることは前提としつつ、そうした様々な意見を国民に分かる形で示すためにも、本審査会の今後の開会に御尽力いただくことを切に願うところ

です。以上、林会長不信任動議に反対であることを申し上げ、私の討論を終わります。

○東徹君 日本維新の会の東徹です。参議院憲法審査会会長林芳正君不信任動議につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成三十年二月以来、参議院憲法審査会が開催されていまいという異常事態が続いております。その責任は、ただ憲法審査会会長にだけ責任があるということではないというところは重々承知の上であります。当然、野党の一部の会派が今回も審議に応じないということが最大の問題であることは、これはもう職場放棄と言われても仕方がありません。国会は言論の府であり、憲法審査会が設置されており、議論にすら出ないという態度は、議員であることを自ら否定しているのと同じ

であります。議員であるまじき態度だと言わざるを得ません。議論からただ逃げているだけであり、一年半も応じないというこの有様は異常であり、議員として最もひきょうであり、恥じるべきであります。

本日、野党の一部の会派が会期延長を求めているのであれば、最低、憲法審査会で十分議論ぐらいつてから求めるべきであります。我々は、ただ憲法審査会で議論すべきだということを……(発言する者あり)

○会長代理(鉢呂吉雄君) 御静粛に。御静粛にお願いします。

○東徹君 二年半近く求めてきました。特に、今回のようなコロナという危機に、戦後最大の危機に直面しているときにこそ、我々は、緊急事態条項や、そしてまた教育の無償化、道州制を検討する統治機構改革、こういった機会に真正面から議論すべきであります。

しかし、憲法審査会が開催されていない問題は、一部の会派が議論に応じないだけが問題とは言いきれません。審査会会長には、ただ筆頭問に任せておられるだけでは駄目でありまして、責任を果たしたことにほなりません。審査会会長としてリーダーシップを発揮していただき、審査会を開催する責務があるのは当然であります。

審査会会長には公用車が専用車としてあてがわれ、会期中は土日祝日も含めて一日の手当が六千円付くんです。百五十日間であれば九十万円、一度も議論もなく公用車が使われ、手当が付くというのは、国民目線で考えれば誰も納得できません。このような状況は一部の会派が出てこないから仕方がないでは済まされない事態であることを十分御認識いただき、参議院憲法審査会会長林芳正君不信任動議に賛成の討論とさせていただきます。

○会長代理(鉢呂吉雄君) 他に意見もないよう

これより採決に入ります。
憲法審査会会長林芳正君不信任の動議に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○会長代理(鉢呂吉雄君) 少数と認めます。よって、本動議は賛成少数により否決されました。会長の復席を願います。

〔会長代理鉢呂吉雄君退席、会長着席〕

○会長(林芳正君) これより請願の審査を行います。

第一五号憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願(外百二十五件を議題といたします)。

本審査会に付託されております請願は、お手元に配付の付託請願一覧のとおりでございます。これらの請願につきましては、幹事会において協議の結果、いずれも保留とすることになりました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○会長(林芳正君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時五十二分散会

一月三十一日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願(第一五号)(第十七号)

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願(第二二五号)

第一五号 令和二年一月二十日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願

請願者 東京都中野区 米良紘一郎 外一名

紹介議員 加田 裕之君

国民投票法が与野党合意の下で制定されてから十年以上が経過した。各党は、憲法に関して改正案を含めた党の見解を明らかにしているが、憲法審査会ではその改正内容はほとんど議論されていない。憲法審査会は、国会法第百二条の六において「日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査する」と規定されている。しかし、衆参両院共に憲法審査会において改正内容の実質審議は行われていない。これは極めて異常なことである。憲法審査会において、改正の是非について具体的に審議することを求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法審査会を定例開催し、憲法改正の是非について各党の立場を明らかにし、具体的に改正内容の審議を進めること。

第一七号 令和二年一月二十一日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願

請願者 兵庫県姫路市 三木英一 外十九名

紹介議員 片山 大介君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二二五号 令和二年一月二十二日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 札幌市 小竹寛晃 外三百四十三名

紹介議員 紙 智子君

二〇一七年五月三日、安倍晋三首相は、突然、「新たに憲法第九条に自衛隊の存在を書き込む」

二〇二〇年に新憲法施行を目指す」と述べた。この発言を受けて、改憲への動きが急速に強まっている。戦後七十年以上にわたって日本が海外で戦争をしてこなかった大きな力は、憲法第九条の存在と市民の粘り強い運動であった。今、第九条を変えたり、新たな文言を付け加えたりする必要は全くない。日本が再び海外で戦争する国になるのは御免である。安倍首相らによる憲法第九条などの改悪に反対し、日本国憲法の民主主義、基本的人権の尊重、平和主義の諸原則がいかにされる政治を求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法第九条を変えないこと。
二、憲法の平和・人権・民主主義がいかにされる政治を実現すること。

二月七日日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願(第三〇号)

第三〇号 令和二年一月二十九日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願

請願者 茨城県水戸市 五十嵐達太資 外二十名

紹介議員 上月 良祐君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

二月二十一日日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願(第八三三号)

第八三三号 令和二年二月十三日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 滋賀県彦根市 岸辺剛 外一名
紹介議員 嘉田由紀子君

この請願の趣旨は、第二二五号と同じである。

二月二十八日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願(第一一四号)

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願(第一一五号)

一、改憲発議に反対することに関する請願(第一一六号)

第一一四号 令和二年二月十八日受理
憲法審査会における改正内容の審議促進を求めることに関する請願

請願者 大阪市 平尾哲朗 外十九名

紹介議員 梅村みずほ君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一一五号 令和二年二月十八日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 札幌市 遠藤ゆみ 外四十八名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二二五号と同じである。

二〇二一年までの改憲を目指して野党の分断を図り、改憲勢力の再編を狙っている。政治が果たすべき課題は山積している。世論の多くは、安倍首相の下での改憲を望んでいない。安倍首相が改憲に固執するのは、日本の軍事大国化を更に進め、戦争をする国に変えようとの狙いからである。もし第九条を始めとする安倍改憲が実現すれば、日本は米国と共に世界各地での戦争や紛争に介入・参加していくことになる。事態は緊急である。国会が改憲の発議することを許さず、全ての市民の平和と人権、生活の向上のため、憲法を守り、いかすことを求める。

一、安倍首相らが進める憲法第九条などの改憲発議に反対すること。
二、憲法をいかし、平和・人権・民主主義、生活の向上が実現する社会にすること。

三月十九日日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願(第三七〇号)(第三七〇号)(第三七〇号)(第三七二二号)(第三七三三三号)(第三七四四号)(第三七五五号)(第三七六六号)(第三七七七号)(第三七八八号)(第三七九九号)(第三八〇号)(第三八一号)

第三六九号 令和二年三月九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 広島県福山市 馬上市子 外二千三百十五名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三七〇号 令和二年三月九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義

をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 埼玉県朝霞市 新井次男 外二千三百三十九名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三七一号 令和二年三月九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 兵庫県伊丹市 菊川喜晴 外二千三百六名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三七二号 令和二年三月九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 山形県東田川郡庄内町 大滝鏡子 外二千三百六名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三七三三号 令和二年三月九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 北海道河東郡音更町 門脇暁 外二千三百六名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三七四号 令和二年三月九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都世田谷区 松野太 外二千三百六名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三七五号 令和二年三月九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 兵庫県宝塚市 芦田清里 外二千三百六名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三七六号 令和二年三月九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 千葉県印西市 稲葉真澄 外二千三百六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三七七号 令和二年三月九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 川崎市 宮下薫 外二千三百六名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三七八号 令和二年三月九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 香川県高松市 四宮香代 外二千三百六名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三七九号 令和二年三月九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 長野県松本市 石原正道 外二千三百六名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三八〇号 令和二年三月九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 香川県仲多度郡琴平町 高木直人 外二千三百六名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三八一号 令和二年三月九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 北海道釧路市 中島恭子 外二千三百六名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

三月二十七日日本審査会に左の案件が付託された。

一、改憲発議に反対することに関する請願(第四八九号)(第四九〇号)(第四九一号)(第四九二二号)(第四九三三三号)(第四九四四号)(第四九五五号)(第四九六六号)(第四九七七号)(第四九八八号)(第四九九九号)(第五〇〇号)(第五〇一号)

第四八九号 令和二年三月十九日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 神奈川県三浦市 宮川勝 外三十七名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第四九〇号 令和二年三月十九日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 神奈川県横須賀市 田中ゆり子 外三十七名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第四九一号 令和二年三月十九日受理

改憲発議に反対することに関する請願

| | | | | | | | |
|---|--|--|---|---|--|---|--|
| <p>請願者 神奈川県横須賀市 五味まゆみ 外三十七名</p> <p>紹介議員 市田 忠義君</p> <p>この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。</p> | <p>第四九二号 令和二年三月十九日受理</p> <p>改憲発議に反対することに関する請願</p> <p>請願者 神奈川県横須賀市 大貫愛子 外三十七名</p> <p>紹介議員 岩淵 友君</p> <p>この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。</p> | <p>第四九三号 令和二年三月十九日受理</p> <p>改憲発議に反対することに関する請願</p> <p>請願者 横浜市 建部充香 外三十七名</p> <p>紹介議員 紙 智子君</p> <p>この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。</p> | <p>第四九四号 令和二年三月十九日受理</p> <p>改憲発議に反対することに関する請願</p> <p>請願者 神奈川県横須賀市 鳥居康彦 外三十七名</p> <p>紹介議員 吉良よし子君</p> <p>この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。</p> | <p>第四九五号 令和二年三月十九日受理</p> <p>改憲発議に反対することに関する請願</p> <p>請願者 横浜市 川辺洋子 外三十七名</p> <p>紹介議員 倉林 明子君</p> <p>この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。</p> | <p>第四九六号 令和二年三月十九日受理</p> <p>改憲発議に反対することに関する請願</p> <p>請願者 横浜市 越野容子 外三十七名</p> <p>紹介議員 小池 晃君</p> <p>この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。</p> | <p>第四九七号 令和二年三月十九日受理</p> <p>改憲発議に反対することに関する請願</p> | <p>第二十八部 憲法審査会会議録第一号 令和二年六月十七日 【参議院】</p> |
| <p>請願者 横浜市 小松菜白 外三十七名</p> <p>紹介議員 田村 智子君</p> <p>この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。</p> | <p>第四九八号 令和二年三月十九日受理</p> <p>改憲発議に反対することに関する請願</p> <p>請願者 神奈川県逗子市 小川亜紀子 外三十七名</p> <p>紹介議員 大門実紀史君</p> <p>この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。</p> | <p>第四九九号 令和二年三月十九日受理</p> <p>改憲発議に反対することに関する請願</p> <p>請願者 神奈川県秦野市 鹿島豊夫 外三十七名</p> <p>紹介議員 武田 良介君</p> <p>この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。</p> | <p>第五〇〇号 令和二年三月十九日受理</p> <p>改憲発議に反対することに関する請願</p> <p>請願者 神奈川県三浦市 木村直子 外三十七名</p> <p>紹介議員 山下 芳生君</p> <p>この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。</p> | <p>第五〇一号 令和二年三月十九日受理</p> <p>改憲発議に反対することに関する請願</p> <p>請願者 神奈川県三浦市 原田功 外三十七名</p> <p>紹介議員 山添 拓君</p> <p>この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。</p> | <p>四月三日日本審査会に左の案件が付託された。</p> <p>一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願(第六六三号)(第六六六号)</p> <p>第六六三号 令和二年三月二十五日受理</p> | <p>第六六三号 令和二年三月二十五日受理</p> | <p>【参議院】</p> |
| <p>憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願</p> <p>請願者 徳島県名東郡佐那河内村 小河宏 外千九百八十八名</p> <p>紹介議員 市田 忠義君</p> <p>この請願の趣旨は、第二二号と同じである。</p> | <p>第六六六号 令和二年三月二十六日受理</p> <p>憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願</p> <p>請願者 福井県敦賀市 西岡恵子 外十二万六千十七名</p> <p>紹介議員 江崎 孝君</p> <p>この請願の趣旨は、第二二号と同じである。</p> | <p>四月十日日本審査会に左の案件が付託された。</p> <p>一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願(第六七五号)(第六七六号)(第六七七号)(第六七八号)(第六七九号)(第六八〇号)(第六八一号)(第六八二号)(第六八三号)(第六八四号)(第六八五号)(第六八六号)(第六八七号)(第六七〇四号)</p> | <p>第六七五号 令和二年三月三十日受理</p> <p>憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願</p> <p>請願者 島根県安来市 野坂貞行 外二千五百六十二名</p> <p>紹介議員 井上 哲士君</p> <p>この請願の趣旨は、第二二号と同じである。</p> | <p>第六七六号 令和二年三月三十日受理</p> <p>憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願</p> <p>請願者 川崎市 佐藤智津子 外二千五百五十九名</p> <p>紹介議員 伊藤 岳君</p> | <p>第六七六号 令和二年三月三十日受理</p> <p>憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願</p> <p>請願者 高知市 小林佐和 外二千五百五十九名</p> | <p>第六七六号 令和二年三月三十日受理</p> | <p>【参議院】</p> |
| <p>この請願の趣旨は、第二二号と同じである。</p> | <p>第六七七号 令和二年三月三十日受理</p> <p>憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願</p> <p>請願者 北海道釧路市 西村由布子 外二千五百五十九名</p> <p>紹介議員 市田 忠義君</p> <p>この請願の趣旨は、第二二号と同じである。</p> | <p>第六七八号 令和二年三月三十日受理</p> <p>憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願</p> <p>請願者 福島県喜多方市 齋藤昌江 外二千五百五十九名</p> <p>紹介議員 岩淵 友君</p> <p>この請願の趣旨は、第二二号と同じである。</p> | <p>第六七九号 令和二年三月三十日受理</p> <p>憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願</p> <p>請願者 北海道釧路市 坂本常雄 外二千五百五十九名</p> <p>紹介議員 紙 智子君</p> <p>この請願の趣旨は、第二二号と同じである。</p> | <p>第六八〇号 令和二年三月三十日受理</p> <p>憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願</p> <p>請願者 千葉県船橋市 芦野智子 外二千五百五十九名</p> <p>紹介議員 吉良よし子君</p> <p>この請願の趣旨は、第二二号と同じである。</p> | <p>第六八一号 令和二年三月三十日受理</p> <p>憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願</p> | <p>第六八一号 令和二年三月三十日受理</p> | <p>【参議院】</p> |

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第六八二号 令和二年三月三十日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 仙台市 熊谷みのり 外二千五百五十九名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第六八三号 令和二年三月三十日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 石川県七尾市 野村実伽 外二千五百五十九名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第六八四号 令和二年三月三十日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 埼玉県白岡市 富田徳子 外二千五百五十九名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第六八五号 令和二年三月三十日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 仙台市 佐藤照美 外二千五百五十九名

紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第六八六号 令和二年三月三十日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 仙台市 畠山千枝子 外二千五百

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第六八七号 令和二年三月三十日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都北区 佐沼裕子 外二千五百五十九名

紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七〇四号 令和二年四月二日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 長野県北佐久郡軽井沢町 林俊一 外三百四十六名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

四月十七日日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願(第七〇五号)(第七〇六号)(第七〇七号)(第七〇八号)(第七〇九号)(第七一〇号)(第七一一号)(第七一二号)(第七一三号)(第七一四号)(第七一五号)(第七一六号)(第七一七号)

第七〇五号 令和二年四月三日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 北九州市 仁比大三郎 外五千四百七十四名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七〇六号 令和二年四月三日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 香川県木田郡三木町 柴田哲郎 外五千四百七十名

紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七〇七号 令和二年四月三日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 京都市 田中さつき 外五千四百七十名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七〇八号 令和二年四月三日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 香川県小豆郡土庄町 高島かな 外五千四百七十名

紹介議員 岩淵 友君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七〇九号 令和二年四月三日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 香川県坂出市 中澤光代 外五千四百七十名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七一〇号 令和二年四月三日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 香川県丸亀市 野田忍 外五千四百七十名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 香川県高松市 山下凜 外五千四百七十名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七一二号 令和二年四月三日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 香川県坂出市 松本久美子 外五千四百七十名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七一三号 令和二年四月三日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 香川県坂出市 鎌田一秋 外五千四百七十名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七一四号 令和二年四月三日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 福岡市 高地敦子 外五千四百七十名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七一五号 令和二年四月三日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願

請願者 福岡県筑紫野市 弘松光 外五千四百七十名

紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七一六号 令和二年四月三日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願
請願者 北九州市 森麟太郎 外五千四百七十名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七一七号 令和二年四月三日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願
請願者 北九州市 熊谷緑 外五千四百七十名

紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

五月一日日本審査会に左の案件が付託された。
一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願(第八一六号)(第八一七号)

第八一六号 令和二年四月二十日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願
請願者 埼玉県上尾市 田中悌二 外二千九百二名

紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第八一七号 令和二年四月二十一日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願
請願者 埼玉県草加市 木村節子 外二千五百名

紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

五月二十二日本審査会に左の案件が付託された。
一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに政治の実現を求めることに関する請願(第八七九号)

第八七九号 令和二年五月八日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに政治の実現を求めることに関する請願
請願者 埼玉県越谷市 内山富子 外五百五十五名

紹介議員 伊藤 岳君
二〇一五年九月に参議院で強行採決され成立した平和安全保障関連法は、憲法九条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明らかである。したがって、平和安全の名にかかわらず、その内容は紛れもなく戦争法である。また、憲法解釈を百八十度覆した閣議決定に基づいた違憲の立法は、内閣と国会による立憲主義の否定であり、断じて認めることはできない。この戦争法が発動されれば、日本は海外で戦争する国になり、自衛隊は海外で殺し殺されることになり、日本自身が武力紛争の当事者となつて、平和安全とは全く逆の事態を招くことになる。戦争法に対しては、国会審議の段階で、憲法の専門家を始め、様々な分野の人々から反対の声が上がリ、世論調査でも八割が政府の説明は不十分と答えていた。全国の人々の強い反対の声を国会内の数の力で踏みじつた採決は、主権在民と民主主義を壊す暴挙であり、正当性を欠くものである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに政治の実現を求めることに関する請願(第一〇七九号)(第一〇八〇号)(第一〇八一号)

六月五日日本審査会に左の案件が付託された。
一、日本国憲法を守り、いかに政治の実現を求める請願(第一〇七九号)(第一〇八〇号)(第一〇八一号)

紹介議員 井上 哲士君
安倍晋三首相は、二〇一七年五月三日に二〇二〇年までに憲法を改正し、自衛隊を明記すると発言した。憲法第九十九条では憲法尊重擁護の義務を定めており、首相の発言は憲法に違反するものであることは明らかである。この間、秘密保護法、戦争法、国税通則法、共謀罪などが強行成立させられてきた。国税通則法に盛り込まれた煽動罪は、かつて国税犯則取締法の罰則として規定され、税制・税務行政への批判を取り締まる弾圧法規として悪用されてきたものである。これらの法律は憲法に反しており、法律の専門家や戦争する国づくりに反対し、立憲主義回復、個人の尊厳を守れと声を上げる多くの人が廃止を求めている。今、中小業者・国民の多くが望んでいるのは、安心して暮らし、営業することができる社会である。日本国憲法の国民主権、平和主義、個人の尊厳という基本理念が守りいかにされる社会の実現こそ、貧困や格差、戦争をなくし、国際平和へ大きく貢献できる唯一の道である。

第一〇七九号 令和二年五月二十八日受理
日本国憲法を守り、いかに政治の実現を求める請願
請願者 秋田市 鈴木克枝 外千二十九名

紹介議員 井上 哲士君
安倍晋三首相は、二〇一七年五月三日に二〇二〇年までに憲法を改正し、自衛隊を明記すると発言した。憲法第九十九条では憲法尊重擁護の義務を定めており、首相の発言は憲法に違反するものであることは明らかである。この間、秘密保護法、戦争法、国税通則法、共謀罪などが強行成立させられてきた。国税通則法に盛り込まれた煽動罪は、かつて国税犯則取締法の罰則として規定され、税制・税務行政への批判を取り締まる弾圧法規として悪用されてきたものである。これらの法律は憲法に反しており、法律の専門家や戦争する国づくりに反対し、立憲主義回復、個人の尊厳を守れと声を上げる多くの人が廃止を求めている。今、中小業者・国民の多くが望んでいるのは、安心して暮らし、営業することができる社会である。日本国憲法の国民主権、平和主義、個人の尊厳という基本理念が守りいかにされる社会の実現こそ、貧困や格差、戦争をなくし、国際平和へ大きく貢献できる唯一の道である。

第一〇七九号 令和二年五月二十八日受理
日本国憲法を守り、いかに政治の実現を求める請願
請願者 秋田市 鈴木克枝 外千二十九名

紹介議員 井上 哲士君
安倍晋三首相は、二〇一七年五月三日に二〇二〇年までに憲法を改正し、自衛隊を明記すると発言した。憲法第九十九条では憲法尊重擁護の義務を定めており、首相の発言は憲法に違反するものであることは明らかである。この間、秘密保護法、戦争法、国税通則法、共謀罪などが強行成立させられてきた。国税通則法に盛り込まれた煽動罪は、かつて国税犯則取締法の罰則として規定され、税制・税務行政への批判を取り締まる弾圧法規として悪用されてきたものである。これらの法律は憲法に反しており、法律の専門家や戦争する国づくりに反対し、立憲主義回復、個人の尊厳を守れと声を上げる多くの人が廃止を求めている。今、中小業者・国民の多くが望んでいるのは、安心して暮らし、営業することができる社会である。日本国憲法の国民主権、平和主義、個人の尊厳という基本理念が守りいかにされる社会の実現こそ、貧困や格差、戦争をなくし、国際平和へ大きく貢献できる唯一の道である。

第一〇八〇号 令和二年五月二十八日受理
日本国憲法を守り、いかに政治の実現を求める請願
請願者 福岡市 藤川政一 外一万六千六百四十五名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一〇七九号と同じである。

第一〇八一号 令和二年五月二十八日受理
日本国憲法を守り、いかに政治の実現を求める請願
請願者 京都市 篠部克子 外三千六百九十名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第一二九六号 令和二年六月二日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに政治の実現を求める請願
請願者 滋賀県湖南市 矢野瑞季 外四千二百二名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第八七九号と同じである。

第一五七二号 令和二年六月三日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願
請願者 川崎市 森田洋一 外三十一名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一〇七九号と同じである。

六月十一日本審査会に左の案件が付託された。
一、改憲発議に反対することに関する請願(第一二三七号)

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに政治の実現を求める請願(第一二九六号)
一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願(第一五七三号)

第一二三七号 令和二年六月一日受理
改憲発議に反対することに関する請願
請願者 北海道旭川市 武山アキ子 外九十三名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第一二九六号 令和二年六月二日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに政治の実現を求める請願
請願者 滋賀県湖南市 矢野瑞季 外四千二百二名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第八七九号と同じである。

第一五七二号 令和二年六月三日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願
請願者 川崎市 森田洋一 外三十一名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一五七三号 令和二年六月三日受理
改憲発議に反対することに関する請願

請願者 埼玉県上尾市 大村淳 外三万八
百十九名

紹介議員 江崎 孝君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

六月十二日本審査会に左の案件が付託された。

- 一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに關する請願(第一七六三号)(第一七六四号)(第一七六五号)(第一七六六号)(第一七六七号)(第一七八八号)(第一七八九号)(第一七九〇号)(第一七七一号)(第一七七二号)(第一七七三号)(第一七七四号)(第一七七五号)
- 一、改憲発議に反対することに関する請願(第一七七六号)(第一七七七号)(第一七七八号)(第一七七八号)(第一七七八二号)(第一七八三三号)(第一七八四号)(第一七八五号)(第一七八六号)(第一七八七号)(第一七八八号)(第一七八九号)(第一七九〇号)
- 一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに關する請願(第一九四〇号)
- 一、改憲発議に反対することに関する請願(第一九四一号)

第一七六三号 令和二年六月五日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに關する請願

請願者 大阪府南河内郡河南町 山下幸子
外千九百七十七名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一七六四号 令和二年六月五日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに關する請願
請願者 大阪府東大阪市 宮田百合子 外

千九百七十七名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一七六五号 令和二年六月五日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに關する請願

請願者 大阪市 水沢包子 外千九百七十
七名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一七六六号 令和二年六月五日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに關する請願

請願者 大阪市 吉野勝海 外千九百七十
七名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一七六七号 令和二年六月五日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに關する請願

請願者 千葉県柏市 山本とよ子 外千九
百七十七名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一七六八号 令和二年六月五日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに關する請願

請願者 福井県あわら市 渡辺理英 外千
九百七十七名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一七六九号 令和二年六月五日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに關する請願

請願者 東京都北区 石原志織 外千九百
七十七名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一七七〇号 令和二年六月五日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに關する請願

請願者 堺市 川角純子 外千九百七十七
名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一七七一号 令和二年六月五日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに關する請願

請願者 大阪府吹田市 植村彰子 外千九
百七十七名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一七七二号 令和二年六月五日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに關する請願

請願者 大阪府池田市 高間千恵子 外千
九百七十七名

紹介議員 大門美紀史君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一七七三号 令和二年六月五日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに關する請願

請願者 大阪府豊中市 横塚海咲 外千九
百七十七名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一七七四号 令和二年六月五日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに關する請願

をいかに政治の実現を求めることに關する請願

請願者 大阪市 菊井順子 外千九百七十
七名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一七七五号 令和二年六月五日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに關する請願

請願者 大阪市 中瀬寿子 外千九百七十
七名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一七七六号 令和二年六月五日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 奈良市 荻佳貴 外七千七百九十
二名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第一七七七号 令和二年六月五日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 三重県伊勢市 上村強 外七千七
百九十一名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第一七七八号 令和二年六月五日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 堺市 大西隆夫 外七千七百九十
一名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第一七七九号 令和二年六月五日受理

改憲発議に反対することに関する請願
請願者 奈良県生駒市 渡部典子 外七千
七百九十一名

| | | | | |
|---|--|---|--|---|
| <p>紹介議員 岩瀨 友君 この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。</p> <p>第一七八〇号 令和二年六月五日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 新潟県佐渡市 立道信宏 外七千七百九十一名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。</p> <p>第一七八一号 令和二年六月五日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 鳥取市 古田淑子 外七千七百九十一名 紹介議員 吉良よし子君 この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。</p> <p>第一七八二号 令和二年六月五日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 兵庫県姫路市 木下逸子 外七千七百九十一名 紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。</p> <p>第一七八三号 令和二年六月五日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 兵庫県姫路市 中塚隆二 外七千七百九十一名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。</p> <p>第一七八四号 令和二年六月五日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 川崎市 山田敏世 外七千七百九十一名 紹介議員 田村 智子君 この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。</p> <p>第一七八五号 令和二年六月五日受理</p> | <p>改憲発議に反対することに関する請願 請願者 新潟県長岡市 橋本奈都子 外七千七百九十一名 紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。</p> <p>第一七八六号 令和二年六月五日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 長野市 岩崎播垂 外七千七百九十一名 紹介議員 武田 良介君 この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。</p> <p>第一七八七号 令和二年六月五日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 山梨県甲府市 田中知夫 外七千七百九十一名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。</p> <p>第一七八八号 令和二年六月五日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 東京都東久留米市 吉平保 外七千七百九十一名 紹介議員 山添 拓君 この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。</p> <p>第一七八九号 令和二年六月五日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 東京都杉並区 小林定夫 外二百六十名 紹介議員 吉田 忠智君 この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。</p> <p>第一七九〇号 令和二年六月五日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 相模原市 井上茂 外千三十二名 紹介議員 伊波 洋一君 この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。</p> | <p>第一一九四〇号 令和二年六月八日受理 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願 請願者 大阪府岸和田市 井川大輔 外五十名 紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。</p> <p>第一一九四一号 令和二年六月八日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 大阪府岸和田市 井川大輔 外五十七名 紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。</p> | <p>六月十五日日本審査会に左の案件が付託された。 一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願(第二〇一三三号) 一、改憲発議に反対することに関する請願(第二〇一四号) 一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに政治の実現を求めることに関する請願(第二〇一五号) 一、日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに係る請願(第二〇一六号) 一、憲法の改憲に反対し、九条を守ることに係る請願(第二〇一七号)(第二〇一八号)(第二〇一九号)(第二〇二〇号)(第二〇二二号)(第二〇二三号)(第二〇二四号)(第二〇二五号)(第二〇二六号)(第二〇二七号)(第二〇二八号)(第二〇二九号) 一、憲法を改憲せず、第九条を守り抜くことに係る請願(第二〇三〇号) 一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願(第二〇六二二号) 一、改憲発議に反対することに関する請願(第二〇六三三号)(第二〇六四号)</p> | <p>第二〇一四号 令和二年六月九日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 埼玉県越谷市 中田和子 外三百二十五名 紹介議員 伊藤 岳君 この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。</p> <p>第二〇一五号 令和二年六月九日受理 立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに政治に関する請願 請願者 東京都新宿区 佐藤金三 外九十三名 紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第八七九号と同じである。</p> <p>第二〇一六号 令和二年六月九日受理 日本を戦争できる国にしないため憲法を守ることに係る請願 請願者 岩手県北上市 及川アツ 外四名 紹介議員 小池 晃君 平和のうちに人間らしく生き働くことは国民共通の願いであり、日本国憲法はその願いを明文にした国民からの政府への命令書である。その命令書を書き換える改憲の動きが急である。二〇一二年四月の自由民主党「日本国憲法改正草案」はその</p> |
|---|--|---|--|---|

象徴的なものであり、ここでは憲法前文の全面的な書換えて不戦の誓いと全ての基本的人権の基礎である平和の生存権という日本国憲法の原点を消し去っている。そして、戦力の不保持を宣言した憲法第九条第二項の削除、表現の自由などの基本的人権の公の秩序を理由にした制限、改憲手続の緩和など、憲法が憲法ではなくなる内容である。日本国憲法は、制定から約七十年、国民の様々な運動で国民主権、基本的人権の実現、恒久平和の追求という基本理念を守り、発展させてきた歴史がある。一方で、憲法をないがしろにした政治を進めた結果、年収二百万円以下のワーキングプアが一千万人を超え、雇用劣化・国民の貧困化が深刻になっている。憲法をもっと積極的にいかに、発展させ、国民が主人公の日本、平和のうちに人間らしく生き働ける日本を実現していくことが今こそ必要である。

の平和原則をいかにした平和の外交である。ついては、次の事項について実現を図られた一、憲法の改悪に反対し、憲法第九条を守ることに。

第二〇一八号 令和二年六月九日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに
請願者 東京都八王子市 山口夏美 外四百六十名
紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇一九号 令和二年六月九日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに
請願者 埼玉県飯能市 山田かよ子 外四百六十名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇二〇号 令和二年六月九日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに
請願者 東京都八王子市 三好桃華 外四百六十名
紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇二二号 令和二年六月九日受理

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇二六号 令和二年六月九日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに
請願者 愛知県知多市 篠田稔 外四百六十名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇二七号 令和二年六月九日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに
請願者 大阪府守口市 山近道代 外四百六十名
紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇二八号 令和二年六月九日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに
請願者 大阪府寝屋川市 久保ゆか 外四百六十名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに
請願者 北九州市 阪田静子 外四百六十名
紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇二三号 令和二年六月九日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに
請願者 北九州市 阪田あい 外四百六十名
紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇二四号 令和二年六月九日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに
請願者 北九州市 北原直子 外四百六十名
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇二五号 令和二年六月九日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに
請願者 群馬県利根郡みなかみ町 田村照代 外四百六十名
紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇二九号 令和二年六月九日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに
請願者 北海道岩見沢市 野々下優子 外四百六十名
紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第二〇一七号と同じである。

第二〇三〇号 令和二年六月九日受理

憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに
請願者 島根県安来市 和田麻奈美 外百八十四名
紹介議員 倉林 明子君

世界の人々の願いは、戦争も核兵器もなく平和に生きることである。日本国憲法は、第二次世界大戦での悲惨な体験の上に、戦争を違法とする世界の流れと平和と民主主義を求める日本国民の努力によって生み出された。特に、第九条で掲げた戦争の放棄、戦力の不保持・交戦権の否認は、紛争を平和的に解決しようとする二十一世紀の平和の理念として輝いている。ところが、今、第九条を変えようとする動きが強まっている。発議要件

第二〇一七号 令和二年六月九日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに
請願者 福岡市 川口晃広 外四百六十七名
紹介議員 井上 哲士君

日本国憲法は、おびただしい犠牲をもたらした戦争への深い反省から、平和と民主主義の願いを込めて作られた。取り分け、戦争の放棄と戦力を持たないことを定めた第九条は、戦争のない世界を目指す世界の流れの先駆けとして人類的価値を持つている。しかし、今、国防軍の創設など第九条を変え、第九十六条の憲法改正要件を緩めるなど、憲法改悪の動きが一気に強まっている。また、日本への武力攻撃がないのに、アメリカと一緒に海外で戦争する集団的自衛権の行使に突き進もうとしている。今、日本がすべきことは、憲法

を緩和して改憲をしやすいとし、その上で国防軍創設のために第九条を変えようという動きである。憲法解釈を変更して、集団的自衛権の行使を可能にする法整備を行うとする解釈改憲の動きも急である。この狙いは、アメリカの軍隊と共に自衛隊が海外で戦争できるようにするもので、国際紛争解決のための武力行使を禁ずる憲法の基本理念とは一致しない。今こそ、日本国憲法の恒久平和、国民主権、基本的人権の三原則を始めとする各条項の遵守が求められている。特に、平和のうちには生き、暮らしたいとの国民の総意を反映した憲法第九条を政治・外交にいかし、日本が世界平和に貢献するよう求める。

一、憲法を改悪せず、第九条を守り抜き、平和のためにいかすこと。

第二〇六二号 令和二年六月十日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 茨城県つくば市 村田一誠 外二十名

紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第二〇六三号 令和二年六月十日受理
改憲発議に反対することに関する請願

請願者 埼玉県富士見市 星野清明 外五百四十名

紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第二〇六四号 令和二年六月十日受理
改憲発議に反対することに関する請願

請願者 北海道帯広市 志子田英明 外百十二名

紹介議員 岩淵 友君
この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第二〇六五号 令和二年六月十日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 山形県西村山郡河北町 鈴木忠太郎 外七百二十九名

紹介議員 岩淵 友君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第二〇八四号 令和二年六月十日受理
日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

請願者 山形県西村山郡河北町 鈴木忠太郎 外二百二十七名

紹介議員 岩淵 友君
この請願の趣旨は、第一〇七九号と同じである。